

## 河川環境基準に係る類型指定の見直しについて

### 1. 目的及び経緯

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌数（以下「BOD等」という）の5項目並びに全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の水生生物の保全に関する3項目のそれぞれに複数の類型が設けられており、各水域については、いずれかの類型を当てはめることとなっている。

類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては環境大臣が、それ以外の水域については都道府県知事がそれぞれ水域の利用目的や水質汚濁の状況等を勘案して行うとともに、これらの事情の変化に応じて適宜改定することとされている。

府内河川については、現在、BOD等の項目は69河川81水域が、水生生物の保全に関する項目は60河川65水域が、それぞれ類型指定されているが、平成29年1月の見直しから5年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、この度あらためて見直すこととする。

### 2. 類型指定の基本的な考え方

第2回水質部会（令和4年6月20日開催）において、今回の類型指定見直しの基本的な考え方は、以下のとおり決定された。

#### （1）生活環境の保全に関する項目（BOD等）

##### 1）検討項目

河川の代表的な汚濁指標である「BOD」を検討項目とする。

##### 2）各水系で目指すべき類型

「全水域C類型以上」を目指すこととし、類型指定にあたっては、表1のとおり、各水系の特性を考慮した類型を目指す。

表1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B類型以上
神崎川水系	神崎川の支川	B類型以上
	猪名川上流の支川	A類型（全て指定済）
寝屋川水系		C類型以上
大阪市内河川		B類型
大和川水系	石川とその支川	B類型以上
	西除川、東除川	C類型以上
泉州諸河川	樫井川以北の河川	B類型以上（上流部及び支川） C類型以上（下流部）
	男里川以南の河川	A類型（全て指定済）

※各水系で目指すべき類型は、利用目的や水質、発生源の状況、将来の開発予定、水生生物の生息状況などを考慮する。

### 3) 各河川水域の種類の検討

「目指すべき類型・達成期間」を踏まえ、近年の水質状況等をもとに、今後概ね5年間の目標となる類型・達成期間を次に示す方針で検討する。

#### ①当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域

- ・近年の水質状況等を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位類型への改定や達成期間の見直しを検討する。
- ・特にD、E類型については、近年の水質状況を考慮しつつ、できるだけ、上位類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

#### ②当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域

- ・近年の水質状況等を考慮しつつ、各河川の利用目的を鑑みて良好な水質を維持する観点から、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域については、上位類型に改定することを検討する。

#### ③新規指定

- ・新規の類型指定については、これまでと同様に、流路延長5km、流域面積10km<sup>2</sup>以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

## (2) 水生生物の保全に関する3項目

### 1) 生物A

流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。

- ①上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
- ②BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
- ③冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
- ④冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

### 2) 生物B

1) 以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

## 3. 改定又は新規指定を検討する河川水域の抽出

### (1) 生活環境の保全に関する項目 (BOD等)

#### 1) 当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域

対象水域は、表2のとおり15河川水域があり、近年の水質（上位類型の環境基準達成状況、年平均値推移等）を踏まえて、以下の考え方で上位類型へ改定する候補を抽出した。

#### <抽出の考え方>

- ・5年間連続(平成29年度～令和3年度)で上位類型の環境基準を達成していること。
- ・ただし、D及びE類型の河川水域は、できるだけ上位類型への改定や達成期間を見直す必要があるため、5年連続で上位類型の環境基準を達成していない場合も、BODの75%値や年平均値の推移を踏まえて上位類型への改定候補とする。
- ・また、現在の類型より2段階上の類型の環境基準を達成している場合は、2段階上の類型への改定候補とする。

表2 「目指すべき類型」に合致していない河川水域のBOD75%値の推移

区分	河川水域名	区域	目指すべき類型	現在の類型	BODの75%値				
					H29	H30	R1	R2	R3
寝屋川水系	寝屋川(2)	住道大橋より下流 (今津橋)	C類型以上類型	D□	4.8	5.7	4.4	3.2	5.1
	古川	全域			1.9	2.8	2.8	1.8	3.4
	第二寝屋川	全域			4.2	5.1	3.9	2.4	4.3
	平野川分水路	全域			5.1	7.7	4.9	4.4	7.3
	平野川	全域			4.1	3.6	3.3	3.0	4.5
大阪市内河川	土佐堀川	全域	B類型	Cイ	2.5	3.7	2.8	2.6	4.4
	飛鳥川	全域	B類型以上	C□	1.4	1.7	1.7	1.2	2.1
大和川水系	西除川(2)	狭山池流出端より下流	C類型以上	D□	6.7	2.9	4.1	2.9	4.4
	石津川	全域	C類型以上	Dイ	2.9	2.7	2.6	3.2	2.8
泉州諸河川	春木川	全域			2.5	2.2	2.3	1.7	2.0
	津田川	全域			3.9	2.8	2.8	4.3	2.6
	近木川下流	稲谷川合流点より下流			7.1	5.1	6.5	7.6	5.9
	見出川	全域			5.8	3.7	5.0	5.8	4.9
	佐野川	全域			8.7	7.7	7.2	6.3	5.8
	櫻井川下流	兎田橋より下流			Eイ	5.5	5.7	4.7	5.5
			Eイ	4.4	3.8	4.6	3.6	4.6	

河川水域名 5年連続で2段階上位の類型の基準を達成

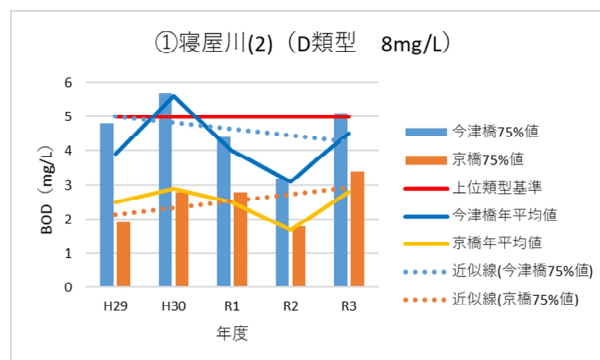
数字 上位類型の基準を達成  
数字 環境基準未達成

### ア) 5年間連続で上位類型の環境基準を達成している河川水域

平野川分水路、平野川、土佐堀川、西除川(2)、石津川、春木川、津田川、佐野川、櫻井川下流は、5年連続で上位類型の環境基準を達成しており、上位類型への改定候補とする。

### イ) 上位類型の環境基準未達成がある河川水域

最近5年間のBOD75%値の推移（以下のグラフ内で点線で示す）が改善傾向にあり、上位類型の環境基準を大きく超過していない場合は、改定候補とする。

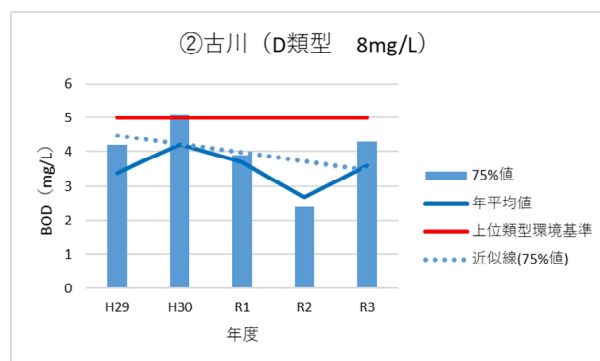


#### ①寝屋川(2) (D類型)

2つある環境基準点のうち、今津橋では平成30年度と令和3年度に上位類型の環境基準を達成していないが、改善傾向にある。

京橋では5年間連続で上位類型の環境基準を達成。

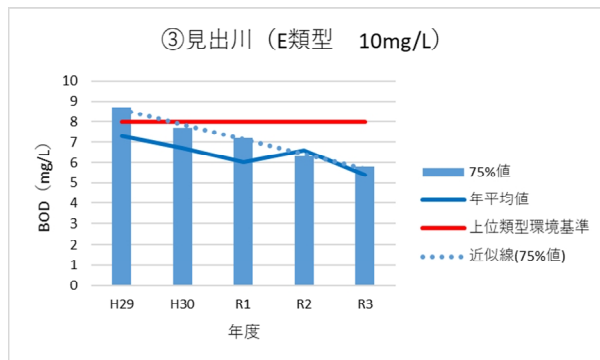
以上のことから、上位類型への改定候補とする。



#### ②古川 (D類型)

平成30年度に上位類型の環境基準を達成していないが、超過は0.1mg/Lのみで、改善傾向にある。

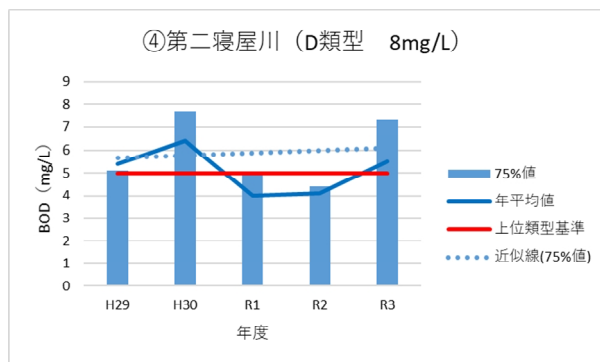
以上のことから、上位類型への改定候補とする。



### ③見出川（E類型）

平成 29 年度に上位類型の環境基準を達成していないが、平成 30 年度以降は連続して達成しており、また改善傾向にある。

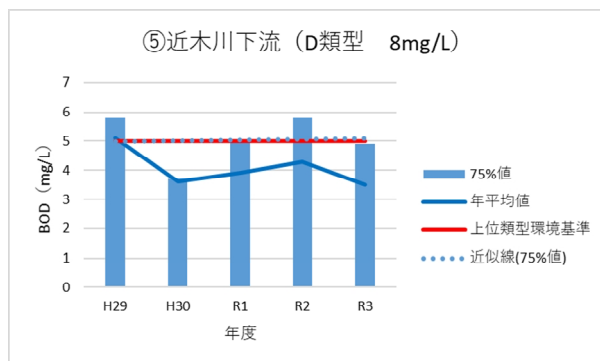
以上のことから、上位類型への改定候補とする。



### ④第二寝屋川（D類型）

令和元年度と令和 2 年度は上位類型の環境基準を達成しているが、変動が大きく、改善傾向にあるとは言えない。

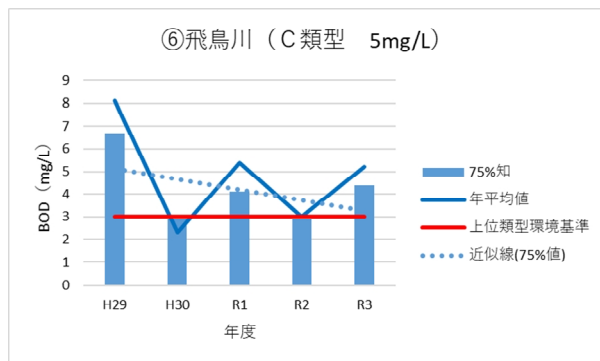
以上のことから、上位類型への改定候補としない。



### ⑤近木川下流（D類型）

平成 29 年度と令和 2 年度に上位類型の環境基準を達成しておらず、平成 30 年度以降改善傾向にあるとは言えない。

以上のことから、上位類型への改定候補としない。



### ⑥飛鳥川（C類型）

平成 30 年度と令和 2 年度に上位類型の環境基準を達成しているが、平成 29 年度は現類型の環境基準を超過するなど、変動が非常に大きい。

以上のことから、上位類型への改定候補としない。

## ウ) 現在の類型より 2 段階上の類型の環境基準を達成している河川水域

石津川及び樫井川下流は、以下のとおり 2 段階上の類型の環境基準を達成しており、2 段階上の類型への改定候補とする。

水域名	河川水域名	現在の類型 (BOD 環境基準値)	BOD75%値 (H29～R3)	上位類型の BOD 環境基準値
泉州諸河川	石津川	D ( 8mg/L)	1.7～2.5	B (3mg/L)、C (5mg/L)
泉州諸河川	樫井川下流	E (10mg/L)	3.6～4.6	C (5mg/L)、D (8mg/L)

## エ) 上位類型への改定候補

以上のことから、「目指すべき類型」に合致していない水域については、表3のとおり、12河川水域を上位類型への改定候補とする。

表3 「目指すべき類型」に合致していない水域の上位類型への改定河川水域候補一覧

水域名	河川水域名	現在の類型	改定類型候補(案)
淀川	なし		
神崎川	なし		
寝屋川	寝屋川(2)	D	C
	古川	D	C
	平野川分水路	D	C
	平野川	D	C
大阪市内河川	土佐堀川	C	B
大和川	西除川(2)	D	C
泉州諸河川	石津川	D	B
	春木川	D	C
	津田川	E	D
	見出川	E	D
	佐野川	E	D
	樫井川下流	E	C

## 2) 当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域

対象水域は、表4のとおり 59 河川水域があり、近年の水質について、5年間連続（平成29年度～令和3年度）で上位類型の環境基準を達成している河川水域を上位類型へ改定する候補として表5のとおり抽出した。（大阪市内河川は、全河川水域が目指すべき類型であるB類型に既に指定されているので除外）

表4 「目指すべき類型」に合致している河川水域のBOD75%値の推移

区分	河川水域名	区 域	目指すべき類型	現在の類型	BODの75%値						
					H29	H30	R1	R2	R3		
淀川水系	船橋川	全域	B 類型以上	Bハ	2.9	2.1	3.0	2.1	2.1		
	穂谷川	全域		Bハ	2.2	1.9	2.5	1.9	2.0		
	檜尾川	全域		Bイ	1.0	1.2	1.0	0.8	0.8		
	天野川	奈良県界より下流		Bハ	2.9	2.1	2.5	1.3	1.5		
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで		AAイ	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5		
	芥川(2)	塚脇橋より下流		Aイ	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9		
	水無瀬川	全域		Aイ	0.9	0.6	0.8	0.7	1.1		
	天竺川	全域		Bイ	1.6	1.9	2.1	1.2	1.4		
神崎川水系	安威川上流	茨木市取水口より上流	B 類型以上	Aイ	0.6	1.3	0.8	0.6	0.8		
	安威川下流(1)・(2)	茨木市取水口から大正川合流点まで		Aイ	1.1	1.6	0.9	1.3	0.9		
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流		Bロ	1.7	2.2	2.4	1.7	3.0		
	佐保川及び茨木川	全域		Aイ	1.1	1.4	0.8	1.2	1.1		
	大正川	全域		Aイ	2.1	2.0	1.9	1.7	1.6		
	勝尾寺川	全域		Aロ	1.1	1.4	0.8	1.0	1.0		
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流		AAイ	0.9	0.8	0.9	0.6	0.8		
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで		Aイ	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3		
	余野川	全域		Aイ	0.8	0.6	0.9	1.5	1.1		
	千里川	全域		Aイ	1.4	1.4	1.7	1.4	1.5		
	田尻川	兵庫県界より上流		Aイ	0.8	1.2	1.2	1.5	1.3		
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで		Aイ	0.7	0.7	1.1	1.2	1.2		
寝屋川水系	山辺川	全域	C 類型以上	Aイ	1.2	0.9	1.3	1.1	1.0		
	寝屋川(1)	住道大橋より上流 (萱島橋) (住道大橋)		Bイ	1.6	1.9	2.4	1.8	2.0		
大阪市内河川	恩智川	全域	B 類型	Bロ	4.7	3.6	3.4	2.3	2.2		
	大川(大川+城北川)	大川全域及び城北川全域		Bイ	1.0	1.4	1.1	0.9	1.2		
	堂島川	全域		Bイ	1.4	2.0	1.4	1.2	1.8		
	道頓堀川	全域		Bイ	1.1	1.4	1.5	1.2	1.2		
	正連寺川	全域		Bイ	2.3	2.2	3.1	2.1	2.7		
	六軒家川	全域		Bイ	1.3	1.3	1.3	2.4	1.1		
	安治川	全域		Bイ	1.1	1.6	1.5	1.2	1.1		
	尻無川	全域		Bイ	1.1	1.3	1.3	1.0	1.5		
	木津川	全域		Bイ	1.3	1.6	1.7	1.4	2.0		
	木津川運河	全域		Bイ	1.7	1.7	1.9	2.2	2.2		
	住吉川	全域		Bロ	2.2	2.2	1.9	1.6	3.3		
	東横堀川	全域		Bイ	1.3	1.6	2.0	1.0	2.1		
	大和川水系	石川		全域 (高橋) (石川橋)	B 類型以上	Bイ	1.8	1.6	1.7	1.2	1.6
		千早川		全域		Aイ	1.3	1.0	1.3	0.8	0.9
天見川		全域	Aイ	1.1		1.3	0.9	0.8	1.1		
石見川		全域	Aイ	1.4		1.2	1.1	0.9	1.3		
梅川		全域	AAイ	0.9		0.8	0.7	0.6	1.3		
佐備川		全域	Aイ	1.4		1.1	1.4	1.6	1.4		
東除川		全域	Bイ	2.6		1.8	1.7	1.4	1.8		
西除川(1)		狭山池流出端より上流	Cロ	3.8		3.5	3.1	2.9	2.7		
和田川		全域	Bロ	2.4		1.6	1.6	1.3	1.8		
和津川上流		泉大津市高津取水口より上流	Cロ	3.0		2.7	2.7	2.4	1.9		
泉州	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	上流部及び支川はB類型以上、下流部はC類型以上	Bロ	2.7	3.0	2.8	3.1	2.5		
	牛滝川	全域		Cイ	3.3	2.9	3.1	2.6	2.4		
	松尾川	全域		Bロ	1.5	1.9	1.9	1.7	0.9		
	横尾川	全域		Bハ	2.6	3.3	3.0	2.8	3.1		
	父鬼川	全域		Bイ	2.2	2.5	2.3	2.4	2.5		
	近木川上流	根谷川合流点より上流		Aイ	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9		
	摺井川上流	兎田橋より上流		Bイ	1.6	1.6	1.9	2.2	2.4		
	男里川	全域		Bイ	5.8	2.7	2.8	2.0	2.2		
	金熊寺川	全域		Aイ	1.9	2.2	1.8	2.8	1.9		
	菟砥川	全域		Aイ	2.0	2.2	2.2	2.2	2.3		
	山中川	全域		Aイ	2.2	2.4	2.1	1.9	2.0		
	番川	全域		Aイ	1.5	1.8	1.3	1.7	1.6		
	大川	全域		Aイ	1.0	1.3	0.9	1.4	1.4		
	東川	全域		Aイ	1.5	1.6	1.3	1.7	1.9		
	西川	全域		Aイ	1.3	1.4	1.2	1.3	1.5		
					Aイ	1.0	1.3	1.0	1.4	1.3	

数字 上位類型の基準を達成  
数字 環境基準未達成

表5 「目指すべき類型」に合致している水域の上位類型への改定河川水域候補一覧

水域名	河川水域名	現在の類型	改定類型候補(案)
淀川	檜尾川	B	A
	芥川(2)	A	AA
神崎川	なし		
寝屋川	なし		
大阪市内河川	なし		
大和川	石川	B	A
泉州諸河川	和田川	C	B
	牛滝川	B	A

### 3) 新規指定

新規指定について、これまでと同様に、流路延長5km、流域面積10km<sup>2</sup>以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討し、現時点で対象となるのは、表6の山田川（神崎川水系）及び水越川（大和川水系）である。

これらについては、いずれも発生源の状況や利用形態について考慮すべき変化があった場合に新規に指定することが妥当と考えられるが、特に変化は確認されないので、今回も新規に指定はしないこととする。

表6 流路延長5km、流域面積10km<sup>2</sup>以上（それと同等）の河川（現在、類型未指定）

水系	河川水域	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流域行政区域
神崎川	山田川	7.4	8.1	吹田市、摂津市
大和川	水越川	5.7	14.8	河南町、千早赤阪村

### 4) 改定候補の河川水域

1)、2)、3)の検討結果を踏まえて、水質（BOD）の観点から類型を改定する候補は、表7のとおり17河川水域とした。

表7 水質の観点から類型を改定する河川水域の候補一覧

水域名	河川水域名	現在の類型	改定類型候補(案)	検討分類
淀川	檜尾川	B	A	2)
	芥川(2)	A	A A	2)
寝屋川	寝屋川(2)	D	C	1)
	古川	D	C	1)
	平野川分水路	D	C	1)
	平野川	D	C	1)
大阪市内河川	土佐堀川	C	B	1)
大和川	西除川(2)	D	C	1)
	石川	B	A	2)
泉州諸河川	石津川	D	B	1)
	和田川	C	B	2)
	牛滝川	B	A	2)
	春木川	D	C	1)
	津田川	E	D	1)
	見出川	E	D	1)
	佐野川	E	D	1)
	樫井川下流	E	C	1)

## (2) 水生生物の保全に関する3項目

### 1) 生物A

BOD等の項目について水質が良好なA類型以上となる河川水域は、比較的低温域を好む水生生物が生息する場合、「生物A」の指定が可能となる。

このため、今回上位類型への改定候補である表7の河川水域の内、A類型又はAA類型への改定候補である、檜尾川、芥川(2)、石川及び牛滝川の4水域については現在指定されている「生物B」から「生物A」への改定候補として抽出した。

### 2) 生物B

BOD等の項目がC類型以上となる河川水域は「生物B」に指定することとなる。

このため、今回上位類型への改定候補である表7の河川水域の内、E類型又はD類型からC類型又はB類型への改定候補である、寝屋川(2)、古川、平野川分水路、平野川、西除川(2)、石津川、春木川及び樫井川下流の8河川水域について、「生物B」の指定候補として抽出した。

## (3) 河川水域ごとの検討

水質の観点から上位類型へ改定する候補の17河川水域(表7)について、水質以外に流域の利用形態(上水道水源、農業用水、親水利用等)、開発計画、下水道整備状況、発生源状況、水生生物生息状況等を確認し、表8のとおり、16河川水域の類型指定改定案を作成した。

なお、達成期間については、以下の考え方で早期に達成できるように見直しを行うこととし、表8に記載した。

### 【達成期間見直しの考え方】

上位類型への改定候補の河川水域については、以下の考え方で環境基準の達成期間見直しを検討した。

#### 1) BOD等5項目

5年間連続(平成29年度～令和3年度)で上位類型のBODの環境基準を達成していれば、達成期間をイ(直ちに達成)とし、それ以外は、ロ(5年以内で可及的速やかに達成)とする。

#### 2) 水生生物保全に係る項目

全亜鉛について、環境基準を5年連続で達成している場合はイ(直ちに達成)、5年連続で未達成の場合はハ(5年を超える期間で可及的速やかに達成)とし、一部のみ達成している場合はロ(5年以内で可及的速やかに達成)とする。

ただし、全亜鉛以外のノニルフェノール又はLASが環境基準を達成していない場合は、「イ」の場合は「ロ」、「ロ」の場合は「ハ」とする。



表8 類型指定改定案

通し番号	河川水域名	水系 (目指すべき類型)	BOD等の項目/ 水生生物の保全に関する項目		河川の概況	水質の状況 (mg/L)		利用形態	開発計画	下水道整備状況	発生源状況	水生生物生息状況	総論	改定案
			現在の類型	見直し候補案		BOD	水生生物の保全に関わる項目							
1	檜尾川	淀川 (B以上)	Bイ/ 生物Bイ	Aイ/ 生物Aイ	高槻市 一級河川	A類型環境基準： 2mg/L以下 75%値：0.8~1.2 年平均値：0.6~1.0	全亜鉛：0.004~0.009 ノニルフェノール： <0.00006~<0.00006 LAS：<0.0006~0.0008	農業用水 水浴や水遊び等の親水 利用可能な場あり	特になし	高槻市内99.7%	特になし	コイ、ギンブナ、オイカワ等 (H25) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しており、水浴や水遊び等の親水利用可能な場があるため、B類型からA類型に改定する。 しかし、生物B相当の水生生物しか確認されていないため、現在の類型(生物B)のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Aイ/ (生物Bイ)
2	芥川(2)		Aイ/ 生物Bイ	A Aイ/ 生物Aイ	高槻市 延長25km 流域面積52km <sup>2</sup> 一級河川	A A類型環境基準： 1mg/L以下 75%値：0.8~0.9 年平均値：0.7~0.9	全亜鉛：0.001~0.004 ノニルフェノール： <0.00006~<0.00006 LAS：0.0007~0.0017	水浴や水遊び等の親水 利用はあるが自然探勝 の利用なし	特になし	高槻市内99.7%	特になし	オイカワ、ドジョウ等 (H25) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているが、自然探勝の利用がないため、現在の類型(A)のままとする。 また、生物B相当の水生生物しか確認されていないため、現在の類型(生物B)のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	改定なし
3	寝屋川(2)	寝屋川 (C以上)	Dロ/ -	Cロ/ 生物Bロ	大阪市 東大阪市 大東市 門真市 延長25km 流域面積 267.6km <sup>2</sup> 一級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：3.2~5.7 年平均値：3.1~5.6 【京橋】 75%値：1.8~3.4 年平均値：1.7~2.9	【今津橋】 全亜鉛：0.021~0.038 ノニルフェノール： 0.00014~0.00022 LAS：0.0008~0.037 【京橋】 全亜鉛：0.012~0.058 ノニルフェノール： <0.00006~0.00046 LAS：<0.0006~0.044	農業用水	特になし	大阪市内99.9% 東大阪市内 99.9% 大東市内99.2% 門真市内96.9%	下水終末処理施設など	コイ、フナ属、 ギンブナ等 (H29) 生物B相当	今津橋では上位類型のBOD環境基準を達成していない年度があるが改善傾向にあり、京橋では上位類型の環境基準を達成しているため、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を達成していない年度があるため、達成期間はロとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Cロ/ 生物Bロ
4	古川		Dロ/ -	Cロ/ 生物Bハ	大阪市 守口市 門真市 寝屋川市 延長7.5km 一級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：2.4~5.1 年平均値：2.7~4.2	全亜鉛：0.015~0.043 ノニルフェノール： 0.00020~0.00026 LAS：0.0008~0.33	農業用水	特になし	大阪市内99.9% 守口市内100.0% 門真市内96.9% 寝屋川市内99.7%	市営住宅の し尿処理施設など	オイカワ、コイ、フナ等 (H25) 公的機関 以外の調査 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を平成30年度に達成していないが、超過が少ないことから、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛及びLASの環境基準を達成していない年度があるため、達成期間はハとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Cロ/ 生物Bハ
5	平野川分水路		Dイ/ -	Cイ/ 生物Bハ	大阪市 一級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：3.0~4.5 年平均値：2.6~4.4	全亜鉛：0.049~0.12 ノニルフェノール： 0.00024~0.00066 LAS：<0.0006~0.021	特になし	特になし	大阪市内99.9%	下水終末処理施設など	コイ、フナ属、 ボラ等(H29) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を全て達成していないため、達成期間はハとする。	Cイ/ 生物Bハ
6	平野川		Dイ/ -	Cイ/ 生物Bハ	大阪市 八尾市 柏原市 一級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：2.5~4.4 年平均値：2.6~3.7	全亜鉛：0.063~0.097 ノニルフェノール： 0.00028~0.0014 LAS：<0.0006~0.013	農業用水	特になし	大阪市内99.9% 柏原市内87.6%	繊維製品の 製造・加工 施設など	コイ、フナ属、 オイカワ等 (H29) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を全て達成していないため、達成期間はハとする。	Cイ/ 生物Bハ
7	土佐堀川	大阪市内河川 (B)	Cイ/ 生物Bイ	Bイ/ 生物Bイ	大阪市	B類型環境基準： 3mg/L以下 75%値：1.2~2.1 年平均値：1.1~1.9	全亜鉛：0.015~0.044 ノニルフェノール： 0.00008~0.00032 LAS：0.0041~0.050	特になし	特になし	大阪市内99.9%	特になし	ボラ、コウライ モロコ、マハゼ 等(H29) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、C類型からB類型に改定する。 水生生物の類型は、BOD等の類型がBのため、現在の類型(生物B)のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Bイ/ 生物Bイ
8	石川	大和川 (B以上)	Bイ/ 生物Bイ	Aイ/ 生物Aロ	藤井寺市 羽曳野市 富田林市 河内長野市 延長30km 一級河川	A類型環境基準： 2mg/L以下 75%値：1.2~1.8 年平均値：1.2~1.8 【石川橋】 75%値：0.8~1.3 年平均値：0.8~1.1	【高橋】 全亜鉛：0.004~0.030 ノニルフェノール： <0.00006~<0.00006 LAS：0.0021~0.038 【石川橋】 全亜鉛：0.003~0.005 ノニルフェノール： <0.00006~<0.00006 LAS：0.0010~0.0018	上水道水源 農業用水 運動広場、 石川河川公園 水浴や水遊び等の親水 利用あり	特になし	藤井寺市内 83.5% 羽曳野市内 85.8% 富田林市内 94.1% 河内長野市内 94.5%	府営住宅の し尿処理施設など	コイ、ギンブナ、 オイカワ等 (H24) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しており、水浴や水遊び等の親水利用可能な場があるため、B類型からA類型に改定する。 しかし、生物B相当の水生生物しか確認されていないため、現在の類型(生物B)のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Aイ/ (生物Bイ)
9	西除川(2)	大和川 (C以上)	Dロ/ -	Cイ/ 生物Bハ	松原市 堺市 大阪狭山市 延長26km 流域面積54km <sup>2</sup> 一級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：2.6~3.2 年平均値：2.5~2.7	全亜鉛：0.040~0.049 ノニルフェノール： <0.00006~0.00008 LAS：<0.0006~0.0020	農業用水	特になし	松原市内98.4% 堺市内99.9% 大阪狭山市内 99.9%	特になし	ウナギ、コイ、 オイカワ等 (R3) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を全て達成していないため、達成期間はハとする。	Cイ/ 生物Bハ

表8 類型指定改定案（続き）

通し番号	河川水域名	水系 (目指すべき 類型)	BOD等の項目/ 水生生物の保全に関する項目		河川の概況	水質の状況 (mg/L)		利用形態	開発計画	下水道整備状況	発生源状況	水生生物生息状況	総論	改定案
			現在の 類型	見直し 候補案		BOD	水生生物の保全 に関わる項目							
10	石津川	泉州諸河川 (C以上)	Dイ/ -	Bイ/ 生物Bロ	堺市 延長13km 流域面積78km <sup>2</sup> 二級河川	B類型環境基準： 3mg/L以下 75%値：1.7~2.5 年平均値：1.4~2.5	全亜鉛：0.019~0.047 ノニルフェノール：- LAS：-	農業用水	特になし	堺市内99.9%	特になし	ウナギ、コイ、 オイカワ等 (H26) 生物B相当	2段階上の類型のBOD環境基準を達成しているため、D類型からB類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を達成していない年度があるため、達成期間をロとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Bイ/ 生物Bロ
11	和田川	泉州諸河川 (B以上)	Cロ/ 生物Bイ	Bイ/ 生物Bイ	堺市 二級河川	B類型環境基準： 3mg/L以下 75%値：1.9~3.0 年平均値：2.0~3.1	全亜鉛：0.007~0.016 ノニルフェノール： <0.00006~0.00027 LAS：0.0077~0.016	農業用水	特になし	堺市内99.9%	特になし	コイ、ギンブ ナ、オイカワ等 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、C類型からB類型に改定する。 水生生物の類型は、BOD等の類型がBのため、現在の類型（生物B）のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Bイ/ 生物Bイ
12	牛滝川		Bロ/ 生物Bイ	Aイ/ 生物Aイ	岸和田市 延長17.5km 流域面積 45.4km <sup>2</sup>	A類型環境基準： 2mg/L以下 75%値：0.9~1.9 年平均値：1.1~1.9	全亜鉛：0.002~0.019 ノニルフェノール： <0.00006~0.00006 LAS：0.0017~0.0067	農業用水 水浴や水遊び等の親水 利用あり	特になし	岸和田市内 96.2%	特になし	コイ、ギンブ ナ、オイカワ等 (H17) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しており、水浴や水遊び等の親水利用可能な場があるため、B類型からA類型に改定する。 しかし、生物B相当の水生生物しか確認されていないため、現在の類型（生物B）のままとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Aイ/ (生物Bイ)
13	春木川		Dイ/ -	Cイ/ 生物Bロ	岸和田市 延長10km 流域面積 14.4km <sup>2</sup> 二級河川	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：2.6~4.3 年平均値：2.3~3.8	全亜鉛：0.018~0.046 ノニルフェノール：- LAS：-	農業用水	特になし	岸和田市内 96.2%	特になし	ウナギ、コイ、 フナ類等 (R3) 生物B相当	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、D類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を達成していない年度があるため、達成期間をロとする。	Cイ/ 生物Bロ
14	津田川		Eイ/ -	Dイ/ -	貝塚市 岸和田市 延長15.5km 流域面積 26.3km <sup>2</sup> 二級河川	D類型環境基準： 8mg/L以下 75%値：5.1~7.6 年平均値：5.1~6.7	-	農業用水	貝塚市内 の65区画 の住宅開 発：合併 処理浄化 槽	貝塚市内67.3% 岸和田市内 96.2%	弁当製造施 設など	-	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、E類型からD類型に改定する。 なお、新たな発生源として、貝塚市内で住宅開発（65区画）の予定があるが、合併浄化槽で処理されることから、特に問題とならない。	Dイ/ -
15	見出川	泉州諸河川 (C以上)	Eイ/ -	Dロ/ -	貝塚市 泉佐野市 熊取町 延長12km 流域面積10km <sup>2</sup> 二級河川	D類型環境基準： 8mg/L以下 75%値：5.8~8.7 年平均値：5.4~7.3	-	農業用水	貝塚市内 の区画整 理事業 等：下水 接続	貝塚市内67.3% 泉佐野市内 42.6% 熊取町内83.2%	市やマン ションのし 尿処理施設 など	-	上位類型のBOD環境基準を平成29年度は達成していないが、改善傾向にあるため、E類型からD類型に改定する。ただし、上位類型の環境基準を満たしていない年度があるため、達成期間はロとする。 なお、新たな発生源として、貝塚市内で区画整理事業の予定があるが、下水接続されることから、特に問題とならない。	Dロ/ -
16	佐野川		Eイ/ -	Dイ/ -	泉佐野市 熊取町 二級河川	D類型環境基準： 8mg/L以下 75%値：4.7~6.0 年平均値：4.2~5.3	-	農業用水	特になし	泉佐野市内 42.6% 熊取町内83.2%	病院等のし 尿処理施設 など	-	上位類型のBOD環境基準を達成しているため、E類型からD類型に改定する。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Dイ/ -
17	樫井川下流		Eイ/ -	Cイ/ 生物Bロ	田尻町 泉南市 泉佐野市 延長16.3km	C類型環境基準： 5mg/L以下 75%値：3.6~4.6 年平均値：3.4~4.4	全亜鉛：0.023~0.048 ノニルフェノール：- LAS：-	農業用水	特になし	田尻町内97.3% 泉南市内59.0% 泉佐野市内 42.6%	市や病院等 のし尿処理 施設など	コイ、フナ属、 オイカワ等 (H26) 生物B相当	2段階上の類型のBOD環境基準を達成しているため、E類型からC類型に改定する。 また、生物B相当の水生生物が確認されているため、新たに生物Bを指定する。ただし、全亜鉛の環境基準を達成していない年度があるため、達成期間をロとする。 なお、開発計画や発生源で特に問題となるものはない。	Cイ/ 生物Bロ

#### (4) 類型を改定しない河川水域の達成期間見直し

類型指定見直し候補から外れた河川水域で、達成期間が「イ（直ちに達成）」でないものについては、以下のとおり達成期間の見直し案を作成した。

##### 1) BOD等5項目

BOD等5項目の類型指定を見直さない河川水域で、達成期間が「ロ」又は「ハ」であるものは、表9のとおり11河川水域がある。

##### ア) 達成期間が「ロ（5年以内に可及的速やかに達成）」の河川

- ・ **勝尾寺川（A類型）、恩智川（C類型）、東除川（C類型）、西除川(1)（B類型）**  
現類型の環境基準を達成しているため、達成期間を「イ」に改定する。  
 （安威川下流(3)は、「資料3安威川の類型指定・環境基準点の見直し」で別途検討。）
- ・ **飛鳥川（C類型）**  
平成29年度に現類型の環境基準を達成しなかったが、平成30年度以降は、連続して達成しているため、「イ」に改定する。
- ・ **住吉川（B類型）、大津川上流（B類型）**  
令和2年度又は3年度に現類型の環境基準を達成していないため、引き続き「ロ」とする。

##### イ) 達成期間が「ハ（5年を超える期間で可及的速やかに達成）」の河川

- ・ **船橋川、穂谷川、天野川（全てB類型）**  
現類型の環境基準を達成しているため、達成期間を「イ」に改定する。
- ・ **松尾川（B類型）**  
現類型の環境基準を達成していない年度がある（平成30年度及び令和3年度）が、可能な限り早期に達成するため、「ロ」に改定する。

表9 類型を改定しないが達成期間を見直す河川水域のBOD75%値の推移

	区分	河川水域名	現在の類型	BODの75%値(mg/L)				
				H29	H30	R1	R2	R3
ア)	神崎川水系	勝尾寺川	Aロ	1.1	1.4	0.8	1.0	1.0
	寝屋川水系	恩智川	Cロ	4.7	3.6	3.4	2.3	2.2
	大和川水系	東除川	Cロ	3.8	3.5	3.1	2.9	2.7
		西除川(1)	Bロ	2.4	1.6	1.6	1.3	1.8
		飛鳥川	Cロ	6.7	2.9	4.1	2.9	4.4
	大阪市内河川	住吉川	Bロ	2.2	2.2	1.9	1.6	3.3
泉州	大津川上流	Bロ	2.7	3.0	2.8	3.1	2.5	
イ)	淀川水系	船橋川	Bハ	2.9	2.1	3.0	2.1	2.1
		穂谷川	Bハ	2.2	1.9	2.5	1.9	2.0
		天野川	Bハ	2.9	2.1	2.5	1.3	1.5
	泉州	松尾川	Bハ	2.6	3.3	3.0	2.8	3.1

数字 現類型の環境基準未達成

##### 2) 水生生物保全に係る項目

##### ア) 達成期間が「ロ」の河川

- ・ **恩智川（生物B）**  
5年間全ての水生生物保全項目の環境基準を達成しているため「イ」に改定する。
- ・ **寝屋川(1)、東除川、男里川（全て生物B）**  
全亜鉛の環境基準を達成していないため、引き続き「ロ」とする。